

公益財団法人熊本県市町村振興協会災害見舞金交付規程

制定 平成25年 4月1日規程第16号

改正 令和 4年12月7日規程第 2号

(目的)

第1条 この規程は、大規模災害が発生した県内市町村に対して災害見舞金を交付することにより、その復旧対策の促進を図られることを目的とする。

(対象市町村)

第2条 災害見舞金は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条により適用区域に指定された市町村に交付する。ただし、同条第2項により同法の適用区域に指定された場合は除く。

(災害見舞金の額)

第3条 災害見舞金の額は、1市町村あたり100万円とする。

(災害見舞金の交付)

第4条 理事長は、市町村への災害見舞金の交付を決定した場合には、災害見舞金交付通知書（別記様式）により、当該市町村に対し通知のうえ、速やかに交付するものとする。

(委任)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(協議)

第6条 この規程により難い災害及び定めのない事項については、理事会がその都度協議して定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人熊本県市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

2 財団法人熊本県市町村振興協会災害見舞金交付規程（平成24年8月24日制定）は、廃止する。

附 則（令和4年規程第2号）

この規程は、令和4年12月7日から施行し、令和4年9月1日から適用する。